

議案第102号

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

平成30年12月14日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の150」を「100分の160」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年6月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

宇治市議会の議員の期末手当について、所要の改正を行うもの
あります。